

唐代後半における宣と制勅の関係

小野達哉

【要旨】 唐代において宣という言葉は、文書行政上さまざまな意味に使用された用語であるが、本稿が注目するのは「口頭で皇帝の意志を伝達する」行為に使用される場合である。唐代の政治意思形成の問題を考えたときに、宣に代表される口頭伝達が、文書行政を含む政策策定過程でどのような働きをしたのが、十分検討に値する課題となってくるのである。宣が用いられた事柄には多岐にわたる内容が含まれるが、それらは皇帝の側から口頭で内意を示し、君臣間の意思疎通を図った働きかけであるという点で、共通する要素を持っていた。宣とは制勅の策定から執行まであらゆる過程に介入し、それによって事態の円滑な進行を可能とする作用をなすものであったといえよう。そして、唐から宋にかけての動きと関連付けたとき、王言の制において、こうした皇帝直接の言葉を要素とする方式が新たに確立してゆくことを展望することができるのである。

史林 九〇巻四号 二〇〇七年七月

はじめに

唐代において宣という言葉は、文書行政上さまざまな意味に使用された用語である。周知のように、この宣という言葉によって、制勅定立の過程で中書省が行った「宣・奉・行」という手続きを表しもしたし、また、制勅を大勢の前で読み上げる宣読という意味を表しもした。しかし、宣にはそれ以外にも、「口頭で皇帝の意志を伝達する」^①行為に使用される場合があった。本稿が注目するのはこの用法である。

これについては、従来からも、中村裕一氏による一連の研究の中で取り上げられてきた^②。氏の研究は、唐代・宋代の文献史料の収集から始め、宣が王言研究の対象となることを導いた点で、今日の研究の基礎をなすものであったと言っている。そこでは、宣の性質を「個人的色彩の強い簡略な文書^③」としただけではなく、宣の多面的な用途についても、中書省に付して施行する公的なケースと、私的な小事に使用するケースの二つが存在したとする、^④基本的な論点の提示が既になされているのである。

ここからは、宣が政策策定過程と結び付いていたことへの関心が、直ちに浮かび上がってくるだろう。この点については、中村氏自身も皇帝が直接授官を命じる「宣授」という形式を取り上げて論じているし、^⑤矢木毅氏も高麗と唐宋の制度を対比しながら宣に言及し、これを端的に「個人的意思の発現・略式命令」とする意見を表明している。^⑥

また、劉後浜氏は近刊の著書の中で、唐代半ば以後の政治形態を、奏状・制勅をはじめとする公文書処理方式の変化と関連付けて説明し、これを皇帝の意志に主導され、中書門下より政務が執行される体制とする見通しを示したが、^⑦ここでは宣に対しても注意が向けられている。すなわち、皇帝に上呈された奏状を中書門下に「宣」示して審議に付す方式が現れた点に言及がなされているし、^⑧さらに中村氏も取り上げた「宣授」にまで論が及んでいるのである。^⑨要するに、宣を代表例にして、政策策定過程と口頭伝達の相互関係に注目してゆく必要があるのだ。^⑩

さらに、近刊の研究には、唐代の王言や公文書中に見られる行政用語に着目し、それらが政策運営の過程でいかなる位置を占めていたのか、明確にする所まで論を進めようとするものが増えてきている。^⑪本稿においても「宣」という伝達行為を通して、こうした研究に連なることにより、唐代の口頭行政の一端を明らかにすることを目指したいと思う。

ところで、日本古代史の分野では、それまでの研究が文書か口頭かという二者択一の傾向が強かった点に疑問を呈し、むしろ文書行政と口頭政務が並列する、相互補完的な面が重視されるようになってきている。^⑫これによれば、文書の背後には口頭を含む複雑な情報交換が存在し、このような口頭政務が法令を円滑に運用する際の伝達手段になったとする指摘

からもわかるように、口頭と文書が相互補完的な関係にあると捉えられているのである。口頭であることの独自の意味を、事務遂行の現場に即して明らかにした点で、注目すべき成果といえることができる。

このことは、唐代史の研究にも示唆に富むように思われる。従来の研究で、唐代の政治意思形成の問題として取り上げられたのは、主に政策策定のための合議の場における論議であった^④。しかし、口頭行政と文書行政の相互関係からこの問題を考えたとき、宣に代表される口頭伝達が、文書行政を含む政策策定の過程で、どのような働きをしたのかという点もまた、十分検討に値する課題となるであろう^⑤。

こうした研究に導かれながら、以下、先ず第一章では、宣の働きをなるべく多様な視点から検討する。宣が用いられた多くの事柄に共通する要素を見出し、そこから宣の帯びた意味を、皇帝からの内意を表示したものと捉え直したい。これを前提に、第二章では、宣による口頭伝達の働きを、主として制勅策定の過程との係わりに即して見てゆくことにする。これによって、宣が政策策定のあらゆる過程に介在し、事態を円滑に進行させる作用をしていた点が確認されるだろう。その上で、王言の制において、宣と制勅それぞれが占めた位相、及び両者の相互関係についての展望を述べることで、本稿のまとめとしたいと思う。

- ① 中村裕一「『会昌一品集』にみえる『奉勅撰』と『奉宣撰』」第五七五頁（『唐代公文書研究』、汲古書院、一九九六年に収録）。
- ② 中村裕一「口宣」（『唐代制勅研究』、汲古書院、一九九一年に収録。以下、中村裕一前掲一九九一年A書と略す）、及び「宣授について」（『唐代公文書研究』、中文出版社、一九九一年に収録。以下、中村裕一前掲一九九一年B書と略す）、中村裕一前掲一九九六年書、「宣」（『隋唐王言の研究』、汲古書院、二〇〇三年に収録）。
- ③ 中村裕一前掲一九九一年A書、第七三二頁。宋代の文献史料から導かれた指摘も含め、唐代についても同様に当て嵌まると考えてよい。
- ④ 中村裕一前掲一九九六年書、第五八二頁。
- ⑤ 中村裕一前掲一九九一年B書。
- ⑥ 矢木毅「高麗睿宗朝における意思決定の構造」第一一四頁（『史林』第七六卷第二号、一九九三年）。
- ⑦ 劉後浜「唐代中書門下体制研究——公文形態・政務運行与制度変遷——」（『齊魯書社』、二〇〇四年）。
- ⑧ 劉後浜前掲書、第二九六―三〇〇頁。後出の雷家驥氏の研究にも依拠しながら、その手続きや処理過程が詳細に記されている。
- ⑨ 劉後浜前掲書、第三一九頁―三二四頁。劉氏は、「宣授」（皇帝直接

の意志で授官を指示する）が、中村裕一氏の想定する以上に広範囲・普遍的に存在したとしており、その他にも兩氏の間には意見を異にする点が少なからず見られる。しかし、筆者には現在こうした点の適否を判断するだけの余裕がなく、すべてを後考に俟つことにしたい。

⑩ なお、唐代に宦官が務めた枢密使は「伝宣」を職掌としていたため、従来の研究でもこれに言及するものが非常に多かった。なかでも雷家驥「唐枢密使の創置与早期職掌」（『国立中正大学学報』第四卷第一期、一九九三年）は、唐代後半の政務決裁のルートを、（中書門下）請対・覆奏↓（枢密使）承受・進呈↓（皇帝）承旨↓（枢密使）承受・宣伝↓（中書門下）と図示して説明しており（第七一頁）、こうした枢密使による伝宣について最も詳細である（第六六頁―七一頁）。

⑪ 劉後浜「中書門下体制的奏事文書与政務裁決機制」「中書門下体制下的制勅文書及其運作」（劉前掲書に収録）、遊自勇「墨詔、墨勅与唐五代的政務運行」（『歴史研究』二〇〇五年第五期、二〇〇五年）、魏斌「伏准赦

一 宣の実体

（一）宣の持つ意味と働き

唐代において宣という言葉は、文書行政上さまざまな意味を持つ用語であるが、本稿が対象とするのは、はじめにも述べたように「口頭で皇帝の意志を伝達する」行為に使用された場合である。宣とは、皇帝が折りに触れて口頭で示した意思が、親近者を介して相手方に伝達されるという形式のものであった。

唐代後半の時代に入ると、宣という言葉について数多くの実例が文献史料に採録されており、具体例に即した検討が可能になっている。本章ではこうした事例に即して、宣することの意味や働き、さらには背景について検討を加えることにする。

文』与晚唐行政運作」（『中国史研究』二〇〇六年第一期、二〇〇六年）。

⑫ 川尻秋生「口頭と文書伝達——朝集使を事例として——」（第八一九頁）（『文字と古代日本』二）、文字による交流、吉川弘文館、二〇〇五年）。

⑬ 川尻秋生前掲稿、第一四頁―一八頁・第二四頁―二七頁。

⑭ 波辺信一郎「天空の玉座——中国古代帝朝の朝政と儀礼——」（柏書房、一九九六年）、松本保宣「唐王朝の宮城と御前会議——唐代聴政制度の展開——」（晃洋書房、二〇〇六年）。

⑮ 松本保宣氏もまた、口頭の論議が文書行政に接続され国政に具現化する点を指摘した上で、口頭論議の国政における役割について再検討する必要を力説している（松本前掲書、第一九七頁・三三五頁）。本稿は、宣の帯びた意味や働きに即して、口頭行政のあり方を考えることで、こうした課題の一端に答えることを目指すものでもある。

皇帝から口頭の意味が伝えられる契機となるのは、さし当たり皇帝と臣僚の対面の場合における直接の遣り取りであり、もう一つがこれから見る通り、宣の方式で親近者を間に介して伝えられる口頭伝達であった。^③ 皇帝からこのような意思が示される場面を、具体的に確認することから本節の論を始めることにしよう。次に見るのは、貞元八年（七九二）に、戸部尚書判度支の班宏が死去し、宰相の陸贄がその後任を決めるために徳宗と面議した折のものである。^④

右、班宏喪亡するに縁り、臣は今日進止を面取す。今、此の選に当たり、総べて四人有り。杜佑・虚徴・李衡・李巽は、並びに曾て財賦を掌判して、各おの称すべき有り、資望人才も、亦た獎任するに堪う。聖旨に、淮南（杜佑を指す）は未だ移動すべからず、虚徴は近ごろ官を改むるを以つて、臣をして一人を扱ばしめ、江西より李衡を追取せしむる者なり。（『陸宣公集』卷一八、論宣令裴延齡度支状）

このとき徳宗は陸贄の意見を容れ、李衡を江西觀察使から都に召し出すとともに、なお一人を候補に推挙するよう陸贄に指示を与えている。陸贄はそこで李巽を権判度支にして一時的に仕事を任せると、李衡が江西から上京するのを待つて、両者の中から正式に起用を行うことを進言しており（面取進止）、これは既に徳宗の賛意を得ていたし、陸贄にとつても考え得る最上の策といえるものであった。^⑤ ところが後になって、徳宗が意見を変えてしまい、李巽の起用に難色を示した上に、

希顔より適に進止を宣す。李巽の度支を知すこと、恐らく未だ相当ならず、且らくは給事中を空与す。朕更に思量するに、司農少卿の裴延齡は、甚だ公清にして才有り、宜しく判度支たらしむべし。便ち擬状を進めて来たれ。其の李衡は亦た追取に従う者なり。

（『陸宣公翰苑集』卷一八、論宣令裴延齡度支状）

裴延齡を判度支に起用するように進擬を求め、その意思を陸贄に対し口頭で伝えてきたのである（宣進止）。周知のように、陸贄は奏議を提出し強く反対の意を表したし、後に朝廷においても批判の声が上げられる結果となったが、ここで注意を要するのは、この宣が大きな問題を引き起こす契機になったという点である。政策策定の過程で、皇帝から口頭の意味を

表す手段に用いた経路は、対面の場における論議のみならず、宣の様式によるケースについても十分に注意を向けなければならぬのだ。

このように、宣の手法を用いて意思を表示する手法は、唐代後半において、あらゆる時期のあらゆる皇帝に広く見られた行為であるといえよう。元和七年（八二二）、延英殿における憲宗と李絳ら宰臣を交えた面議の折には、政治の安定をめぐる話題に話が及んでおり、

上は欣然として曰く、誠に卿の言の如し。朕の一錢も敢えて妄費せず、一日も敢えて懈怠せざる所以の者は、祇だ此の言の為なるのみ。卿の言は正に朕の意に当たる、当に卿らと与に之を図るべし。（中略）後兩日、上は中使をして就ち餘糜の酒を宣賜し、具つぶさに上意を言わしめて曰く、衆人の言より之を揣かるに、「注・此ここに脱誤有り」。蓋し使を遣わして微やや上旨を露あわさしむ。（『李相國論事集』巻五、論太平事）

憲宗は、宰相の李絳が藩鎮・吐蕃の情勢や水旱・倉貯の問題を指摘し、政務に精励する必要を諫めつづけた姿勢を称えた上上に、後日、宣する形を取って李絳に賞賜をすることで、その宰相に相応しい諫言を嘉みする心意を伝えさせているのである。また、会昌四年（八四四）には、対回鶻政策をめぐる国書を黠戛斯に与えた折折に、武宗は宰相の李德裕に対して直接その起草を命じており、

右、今月十三日、閣中に於いて聖旨を面奉するに、書を撰して進來せしむる者なり。臣請うらくは、鄭爾ら与に語り了るを待ちて撰述せん。今撰し訖おわ。謹んで進上す。（『会昌一品集』巻六、進所撰黠戛斯書狀二）

右、奉宣するに、臣をして書内に於いて堅昆の事を添そぜしむる者なり。未だ是れ堅昆の後なるかを審知せざるに縁より、恐らくは須らく粗は梗概を言うべきも、未だ明書すべからず。今、已に宣に依りて添改す。其の間に詞意未だ尽くさざる処有れば、亦た更に加添せん。臣は学識空虚にして、文理浅近なり。再に蔽展を陳のべ、伏して兢惶を積む。謹んで連ねて封進す。（『会昌一品集』巻六、進所撰黠戛斯可汗書狀）

武宗は先ず延英殿の対面の場において、宰相の李徳裕が自ら国書の起草に当たるように、口頭による直接の指示を与えている（面奉聖旨）。そこで李徳裕は、鄭肅らによる黠戛斯側との応対を踏まえた上で草案を進上したが、その後、武宗の意向を受けて改めて、黠戛斯の祖先とされる堅昆に言及する文言を書き足すことを求める、伝宣がなされてきたのであった（奉宣）。

これらを見ると、君臣間で意思の交換が成り立つ場とは、皇帝と臣下を交えて面議がなされた対面の場よりも、もっと幅広く捉えて考える必要があることがわかるだろう。宣の方式を用いた遣り取りは、対面の場の面議とも並ぶ同様の性格を帯びたものとして、その延長線上に位置づけることができよう。さらに、これらの例からは、宣は皇帝の口頭の意思を示す手法として、面議にも劣らない大きな比重を占めていたと言ってもよい。そもそも皇帝と臣下の面議が、対面の場所や相手など様々な面で制約を伴うのに対し、宣の場合には、そうした制約を受けずに、口頭の意味を伝達することが可能となっていた点に着目すべきなのである。

ここで見ただけでも、宣の手法が用いられた事柄には、政策の策定・臣下に対する賜与・制勅起草の命をはじめ多岐にわたる内容が含まれたが、そこに共通する要素とはどのようなものであつたらうか。従来も、宣の性格については「個人的色彩の強い簡略な文書」^⑨「個人的意思の発現・略式命令」^⑩という説明が行われてきたが、ここでは観点を変えて、君臣間の遣り取りの關係に即して検討することで、もう少し明確なものにしたい。

ここで注目に値するのは、こうした宣の中に、皇帝が内に抱いているとする心意を知らせるため、相手方に伝達させたケースが数多く存在した点である。ほかにも例えば、天宝一四載（七五五）の安祿山の乱が起る直前に、安祿山が車馬の献上を名目に大軍を進発させ、挙兵に及ぼうとしていると疑いの念を強めた朝廷は、

祿山は表して馬三千匹を献じ、匹ごとに執控の夫二人、蕃將二十二人を遣わして部送せしめんとす。河南尹の達奚珣は、変有るを疑い、奏し請うらくは、祿山を諭すに、車馬を進むるは宜しく冬至るを俟ち、官自ら夫を給し、本軍を煩わすこと無かるべき、を

以つてせんと。是に於いて上に稍や禄山を疑うの意有り。（中略）上は中使の馮神威を遣わし、手詔を齎もたらして禄山を諭すこと、珣の策の如くせしむ。且つ曰く、朕新たに卿の爲に一湯を作る、十月に華清宮に於いて卿を待たん、と。神威は范陽に至り旨を宣す。
 『資治通鑑』卷二二七、唐紀三三、天寶十四載七月条）

冬期まで車馬献上の時期を延ばすよう諭し、安禄山が軍を動かす口実をなくす一方で、これとあわせて玄宗から、安禄山に入京を促し温湯に招いて歓待する旨を表明していることがわかる。宣の形で、これを皇帝の真意として示すことにより、安禄山の去就を察するだけでなく、反意を翻させることが試みられているのである。また、朱泚の乱収束後の興元元年（七八四）、江南地方の宣慰より帰京した宰臣の蕭復が奏対の場に留まった後、淮南節度使を陳少遊から韋臯に交代させて、それぞれ乱に際しての出処の懲獎とするように求める奏言をした折には、

吏部尚書・同平章事の蕭復は、使を奉じて江淮より還り、李勉・盧翰・劉從一と俱に上に見ゆ。勉ら退き、復は独り留まり上に言いて曰く、陳少遊は任は將相を兼ねるも首びめて臣節を敗る、韋臯は幕府の下僚なるも独り忠義を建つ、請うらくは臯を以つて少遊に代え淮南に鎮せしめん、と。上は之を然りとす。尋いで中使の馬欽緒を遣わして劉從一を揖ていねし、耳に付して語り去る。諸相は聞に還る。從一は復に詣りて曰く、欽緒より旨を宣するに、從一をして公と与に朝来言う所の事を議し、即ちに奏して之を行わしむ、李勉・盧翰をして知らしむること勿かれ、と。敢えて問う何事なるや、と。（『資治通鑑』卷三三二、唐紀四七、興元元年十一月条）

徳宗は口頭で承認を与えた後、中使に言伝てをさせて、宰臣の劉從一に対し蕭復と協議し直した上で奏上してくるようにと耳打ちさせている。これを蕭復・劉從一の両者のみで決定し、他の宰相には知らせずにおくことを、宣の形で念押ししてきたわけである。こうした皇帝からの内意を示すために用いられた手法が、宣の様式によるものなのであった。

既に見てきた通り、宣は皇帝が内に抱く心意を表す手段となる点で、対面の場における面議とも対比しうるものであった。宣のそうした性格は、皇帝が口頭で直接発した言葉に由来するという点に、先ず求められなければならないだろう。

これらはいずれも、当該の問題について皇帝側の抱く意思を内々に表し、意思疎通を図る必要から行われたものである。^①ここからは、宣とは多くの場合に、口頭で伝えられた皇帝の内意という意味を持つと看做すことができよう。

このように捉え直すことによつて、宣が政策策定の過程でどのような働きをしたのか、明らかにする視点を得ることができるとはならないか。ただしその問題に入る前に、宣の働きをもっと幅広く位置付けしておくことが、議論をする上で前提となるように思われる。次節では、伝宣が行われる場面をなるべく多様な視点から検討してみることにする。

(二) 宣の機能する場

従来から、宣について、「個人的意思の発現・略式命令」と性格付けられてきたことは既に述べた通りである。この節では、宣を介した君臣間の意思交換の關係に即して、それがどのような働きをしたのか、従来の研究で示された事例も含めて、できるだけ幅広く検討することを課題とする。

伝宣が行われる段で最も重要になつたのは、それを伝えられた受信者側の反応である。一般的に、伝宣を受けた場合には、それを受信した旨と謝意を記した表・状を提出するのが通例となつていた。^②次に見るのは、元和二年（八〇七）に、宰相から追遊・宴会をめぐつて在朝の百官に披露された宣と、呂温が百官を代表して提出したそれに対する謝表である。

元和二年十二月、宰相より奉宣するに、聞くが如くんば、百官士庶等、親友と追遊し公私に宴会するときに、乃ち昼日に城を出でて餞送するに、毎に奏報を慮り人意は未だ窮びずと。今より已後、各おの懐く所を暢ばし務めて歓泰に従え。（『唐会要』卷二

九、追賞

今月二十三日、宰相より進止を奉宣するに、（中略）。志は必信に存し、義は同休に切なり、令の行わるること春の如く、神の応ずること響くが若し。寒水は暉きて潤い、嚴風は姿じて和し、己れを推しては人心に感じ、生を發きては天意に先んず。臣某中謝す。（中略）恭んで睿旨を承け、務めて欲心を竭くし、飽きては属厭を思い、酔いては温克を念じ、竹林の虚誕を戒め、金谷の

浮華を去る。君は泉魚を察せざると雖も、臣は敢えて屋漏に愧ずること有らんや。且つ欲び且つ懼れ、寵に居りて弥いよ驚き、稽首して慚を知る。身を殺すとも何をか報ぜん。感恩兢惕の至りに任たうること無し。〔呂衡州集〕卷四、代文武百寮謝許遊宴表〕

これは、劉闢の乱・李錡の乱をはじめとして、相次いだ反乱が平定された現下の状勢を受け、それまで追遊・宴会に対して加えられていた肅正を緩和することによって、世情が安定に向かいつつある雰囲気を表し、皇帝の恩寵を在京の百官・士庶にまで及ぼそうとしたものである。それに対し在京の百官の側からは、こうした皇帝の姿勢に承えて追遊・宴会の席で歡心を尽くし、政治安定の喜びを分かち合うとともに、度を越した遊興に耽つて皇帝を煩わすことはないと言ふ謝意が表明されており、これによって君臣間における意思の疎通は完結した。^⑬すなわち、この宣とあわせて謝表の提出によって、君臣双方に融和の意を通じ合やす効果を現出させたのであった。

しかし一方これとは異なつて、宣に対し臣下の側から強く反対の意が表明される場合もあった。元和二年（八〇七）に、憲宗が翰林学士の崔群に信頼を寄せ、以後翰林学士が奏状を提出するには必ず崔群の連署を付して、その了承を得るよう求めるに至る折には、

元和初め、召されて翰林学士と為り、中書舍人を歷す。群は内職に在つて、常に讜言正論を以つて時に聞こゆ。憲宗は嘉賞して宣旨を下して云わく、今より後、学士の状を進むるには、並びに崔群の連署を取り、然る後に進ませよ、と。群以えらく、禁密の司は動ふに故事と為り、爾れより学士或いは直を惡にくみ正を醜にくめば、則ち其の下の学士は上言するに由し無し、と。群は堅く詔を奉ぜず、三たび疏して論奏し、方めて允ゆるさる。〔旧唐書〕卷一五九、崔群伝〕

これが先例となることを恐れた崔群自身が、この宣のために下意上達の途が閉ざされかねない点を諫めつづけ、皇帝に向かつて承諾できない旨を奏上しているし、また、元和八年（八一三）に、朝廷に多くの縁故を持つ僧侶の罪が露見し収繫された折には、

是に至り、權倖は争つて之が為に言い、上は之を釈さんと欲するも、中丞の薛存誠は不可とす。上は中使を遣わして台いたに詣らしめ、

旨を宣して曰く、朕は此の僧を面詰せんと欲す、これを釈すには非ざるなり、と。存誠^{そんじやう}対えて曰く、陛下は必ず此の僧を面積せんと欲す、請うらくは先ず臣を殺し、然る後に之を取れ、然らざれば臣は期して詔を奉ぜず、と。上は嘉みして之に従う。(資治通鑑) 卷三三九、唐紀五五、元和八年一月丁酉条)

憲宗は御史台に伝宣して、この僧侶の身柄引渡しを求めてきたが、御史中丞の薛存誠に強く拒まれており、臣下の反対意見の方が通り決着を見ている。宣はこうした反対に遭う可能性も予期しながら行われたのである。すなわち、これも結果的には、宣を通して君臣間に意思形成が行われたといえるものであった。

そして、これらの伝宣の対象となったのは、在京のあらゆる官人・崔群という一個人・御史台という中央官庁に及んでおり、その範囲の広狭も多岐にわたるものであったが、前節で見たように、皇帝から当事者に内意を表示し、意思の疎通を図った働きかけである点に共通する要素を持つ。宣とは君臣双方に意識の共有が求められた事柄と係わりを持つものであった。宣を間に介して遣り取りをする行為が、君臣間における意思形成の一つの契機となっていたのである。

このことは、他の史料からも確認することができる。例えば、元和年間(八〇六―八二〇)に出された赦令の中には、進奉(主に藩鎮が皇帝の私恩を求めて行った財物の献上で、弊害がたびたび指摘されていた)に対する禁令がしばしば含まれているが、よく知られているように、それと時を同じくして、在京の各藩鎮の進奏院の間には、

皆な云わく、進旨有り、諸道の進奏院に宣写して、今より已後、応に進奉有るべし、並びに御史台に申報するを用いず、如し人の勘問有れば、便ち仰せて名を録して奏来せしむる者なり、と。(白氏長慶集) 卷五九、奏状二、向外所聞事宜)

とする宣が出回っていたといわれる(宣写)。違法の進奉を禁止するという建前とは裏腹に、各藩鎮には進奉物の献上を促し、そのための便宜まで図ろうとする意向が、広範囲にわたって伝達されていたわけである。ここでは先ず、皇帝から当事者と見做された藩鎮を対象に、宣を介して意思を通じ合わせておく必要のあった点に、注意を向けなければならない。

また、宣の形式で賜与や慰問が行われる場合も数多く存在し、こうしたケースについては、従来の研究でもしばしば言

及が見られる所であった。^⑬ ここでは、次の史料が具体例に引用されていることからわかるように、臣下に手詔（臣下に対する慰勞・存問のため出された制勅）を賜ったのみならず、あわせて伝宣（口勅・恩旨）もしていることの意味に、注意が向けられてきたのである。

中使の某至り、伏して手詔を奉じて慰諭し、並びに口勅を宣し、臣に端午の衣一副及び銀篋百索等を賜り、兼ねて大將に衣若干副を賜る者なり。（『文苑英華』巻五九五、李嶠、謝端午賜物表）

右、中使の巨希僧至り、伏して詔書を奉じて、兼ねて恩旨を宣し、臣、今の前件の兵馬に差せらるるを慰問する者なり。（『文苑英華』巻六四三、令狐楚、奏差兵馬赴許州救援并謝宣慰狀）

この点についても、制勅とは別に伝宣している意味は、宣の方式で内意を伝えることであつたと考えられる。^⑭ 皇帝が内に抱く親近の情を心意として示すとともに、その後臣下の側から提出される謝表とあわせて、君臣双方に融和の意が通じている効果を現出させることを期待したのであろう。皇帝が口頭で発した言葉に由来することに意味が込められたのも、そのためである。以上のことは、一見あまりに当然のことを述べたに過ぎないかもしれない。しかし、宣の持つ意味をこのように見出すことによって、宣を政策策定過程の側面においても、賜与・慰撫の側面においても、同一の性格のものとして捉える視點に立つことが可能となるのである。

① 皇帝の発した言葉は等しく詔であり勅であり（中村前掲一九九六年書、第五七五頁）、それが口頭であることを明記するときには「口詔」「口勅」と表記される。ここで言う宣も口頭の意思表示であるため、史料には「口詔」「口勅」（あるいは単に「詔」「勅」とも）と表記される場合が出てくるわけである（中村前掲一九九一A書、第七三三頁）。したがって本稿では、史料上「口詔」「口勅」とあつても、親近者を介して伝達されたのが明らか場合には、「宣」を指しているものとして扱うことにする。なお、このことに関連して、中村裕一前掲

一九九六年書の口勅と宣をめぐる議論については、丸橋充拓氏が両者の弁別は難しいとする書評をしており、あわせて参照されるべきである（『唐代史研究』創刊号、一九九八年、第九二頁）。

② 「面奉聖旨」「面奉進止」と表記されることが多い。

③ 「奉宣聖旨」「奉宣進止」と表記されることが多い。

④ 王素「陸贄評伝」（南京大学出版社、二〇〇一年）は、陸贄の奏議を収録した上に、それに解題・簡評を付しており、本文の内容を理解する上で参考価値がきわめて高い。ここに引く奏議も第三二頁―三

三三頁に採録されている。

⑤ 「陸宣公苑苑集」巻一八、論宣令裴延齡度支状。臣以支計之司、当今所切常須銜制黠吏、不可斯須閑人。待追季衡、数月方到、或恐綱条弛紊、錢物隱欺。李巽近追到城、請授給事中、且令權判。若處理稱職、便除戶部侍郎。如材不相当、則待季衡到、別商量处分。既免曠廢於事、又得闕試其能、兩人之中必有可取。陛下累稱樞使、許依所奏施行。臣又退更詳思、以為無易於此。

⑥ 權德輿「論度支疏」〔論延齡不應復判度支疏〕。王素前掲書、第三三三頁に引用がある。

⑦ 「李相國論事集」巻五、論太平事。今中夏河南北申蔡有五十余州、法令所不及、德沃所未加。兼西戎侵盜、近以涇隴靈寧等州為界、去京城遠者不過千里、近者數百里烽燧相接、辺界屢警。此方是陛下焦心過慮、廢寢忘餐之時、豈可高枕而臥也。加以頻年水旱、隳廢尚虛。陛下憂勞、頻軫聖念。

⑧ この国書も、「会昌一品集」巻六に「賜黠戛斯書」として、次に引く奏状とあわせて採録されている。

⑨ 中村裕一前掲一九九一年A書、第七三三頁。

⑩ 矢木毅前掲稿、第一一四頁。

⑪ 松本保宣氏は、延英殿における面議の働きについて、皇帝による官人統御の側面を特に強調するいっぽう、皇帝と臣下の意思疎通（松本前掲書、第三二頁）やコンセンサス形成（同書、第三三八頁）の側面があることにも言及している。宣は、君臣間の意思交換の場に成り立つという点で、その働きの側面においても、対面の場における論議と共通する面を多く持ったはずである。そのような意味でも、宣を対面の場の論議と対比することが可能となるだろう。

⑫ 中村裕一前掲一九九一年A書、第七三三―七三三頁。また、古瀬奈津子「書儀・書簡よりみた日唐古代官僚制の特質」第一二七頁（「お

茶の水史学」第四九号、二〇〇五年）には、臣下が表を奉じる意味について、皇帝に対する忠誠心や関係を確認するためとする点の指摘がある。

⑬ 中村裕一氏は口勅を例に、これらが伝宣されると受信人は恩謝の表や状を書き、それに対して皇帝の批答があった、口勅文書の往復は終了するとしている（中村前掲一九九六年書、第五七二頁）。ここに引いたケースでも、呂温による謝表に対して、やはり皇帝から批答が出されていることが知られる（「白氏長慶集」巻五七、翰林制誥四、答百寮謝許追遊集宴表）。

⑭ 唐代の進奉についての最新の研究として、古松崇志「唐代後半の進奉と財政」（『古代文化』第五一卷第四号、一九九九年）を参照。

⑮ この出来事は、曾我部静雄「唐時代の貢賦制度」（『文化』第三六巻第一・二号、一九七二年）も言及しており、『資治通鑑考異』元和四年四月条に、「憲宗は深く左右の言に惑い、外は賦を受けざるを示し、内は實に其の來獻を欲するなり。」とあるのを引用して、このことを事実と見做している。

⑯ 清水場東「帝賜の構造——唐代財政史研究支出編——」（中国書店一九九七年）など。また、中村裕一氏による一連の論者でも、「口勅」「口宣」（中村前掲一九九一年A書に収録）に引かれる事例は、やはり多くが賜与・慰問のケースに傾いているように見える。

⑰ 中村裕一氏は、手詔（慰勞詔書）を王朝国家の皇帝の公的意志の表明とするのに対し、口勅を王朝国家の皇帝の私的意志の表明としている（中村前掲一九九一年A書、第七二七頁）。なお、本稿では注①にも述べたように、このような口勅も宣として扱うことにする。

⑱ ここでは、宣の公私の別を越えて、そこに共通する働きや効果について考えている点を了解されたい。

二 宣と制勅の関係

(一) 制勅策定の過程

前章では、宣が持った意味と働きを、君臣間における意思交換の関係から捉え、皇帝の側からの内意を示し、両者の意思の疎通を図った働きかけであると考えてきた。それでは、このような観点に立つとき、宣は政策策定の過程でどのような位置を占め、また、制勅とは一般にどのような関係に立つことになるのであろうか。

周知のように、唐代制度史の研究は、中書・門下・尚書の三省における制勅の策定過程という文書行政の研究が出発点となつて進展し、現在に至るまで大きな影響を与えてきたといえる。^① 唐代の政策決定過程は、大まかに言えば、宰相会議の合議により高次の判断を要する政策を決定し、それが中書省において制勅の草案として起草され、門下省における審議を経て不備が無ければそこを通過し、尚書省において伝達・施行するという形式に沿つて実施された。^② そこで、本節でも文書行政が進行する経過に沿つて、政策策定過程を見てゆくことにしよう。すなわち制勅定立の手順で、宣がそれとどのような係わりを持ったのかを、ここでは順次論じてゆくことにする。

唐代後半に、高次の判断を要する政治課題について、皇帝と宰相を交えた合議が持たれた場として最も重要になつたのが延英殿である。延英殿における面議は、皇帝と宰相のどちらの側からも開催を求め発議をすることができたが、^③ それらは次のような手順に沿つて行われたのだといわれている。

凡そ公事の商量有れば、即ち宣を降して閣（閤）門に付し、延英を開く。閣（閤）門は翻宣して中書に申し、並びに正衛の門に榜す。如し中書に公事の敷奏有れば、即ち宰相は榜子を入れ、奏して延英を開くを請う。（『南部新書』乙篇）

ここで注意しなければならないのは、延英殿の場を開く契機として、宣を介して指示を伝達するという手順を取った点で

ある。おそらく、宰臣から延英を開く要請がなされた場合にも、やはり裁可が伝宣されていたのではないか。宣が政策策定ための合議の過程とも密接に結び付いていたことがわかる。さらに、こうした延英殿の面議を経るのみならず、宣によつて直接中書（ここでは中書門下の宰相府を指す）に伝達し、当該の問題について内意が伝えられる場合がしばしばあった。

安禄山は、天宝末に蕃將三十人を以つて漢將に代えんことを請う。玄宗は中書に宣付して即日に進呈せしむ。韋見素は楊國忠に謂いて曰く、安禄山に不臣の心有り、天下に暴あらん、今又た蕃將を以つて漢に代えんとす、其の反すること明らかなり、と。邊かに対するを請う。玄宗曰く、卿に禄山を疑うの意有らんや、と。見素は趨りて殿より下り、涕泗して且つ禄山の反状を陳ぶ。詔して位に復さしめ、因りて禄山の表を以つて上の前に留めて出づ。俄かにして又た宣詔して曰く、此の一奏は姑らく之を容れ、朕は徐ろに凶を為さん、と。見素此れより後、対見する毎に、毎に其の事を言いて曰く、臣に一策有り、其の難を銷すべし、請うらくは平章事を以つて之を追せん、と。玄宗は草詔を為すを許し訖り、中に之を留む。中使の輔璆琳を遣わして甘子を送り、且つ其の変を觀せしむ。璆琳は賂を受けて還り、因りて反状無きを言う。（『大唐新語』卷二、極諫）

この宣を介して中書門下と遣り取りをする方式がいつ形成されたかは知り得ないが、遅くとも唐代半ばにはそれを見ることのできる。安禄山の乱が勃発する直前の天宝一四載（七五五）二月に、玄宗は、安禄山が軍將三〇人を漢人から、自分の命に忠実な胡人に代えるよう奏上してきたのを容れ、宣する形で、中書に向かつて叙任の手続きを行うように指示を与えてきたため、安禄山の反意を疑う韋見素ら宰相たちから、却つて面議を求められる結果になった。そして面議を経た後、また宣する形で、玄宗は安禄山の要請を容れる一方、その去就には監視を怠らないとする意向を中書門下に伝えることで、この件はいったん落着を見たことがわかる。中書門下においては伝宣を受けると、記録に取り帳簿を作成するのが通例であつた。

晩唐、枢密使は禁中より旨を受け中書に出付す、即ち之を宣と謂う。中書は承受して之を籍に録し、之を宣底と謂う。今、史館の

中に尚お故宣底二卷有り、今の聖語簿の如きなり。〔夢溪筆談〕卷一、故事一

これは「宣底」あるいは「聖語簿」と呼ばれ、五代・宋の時代まで継承されてゆく。こうした記録が取られたのも、それだけ中書門下の政策立案において、宣の様式を用いた口頭の遣り取りが大きな比重を占めていたからであろう。政策策定のための合議制とは、宣を契機に始められたり、宣を介した意思疎通を経て進んだりする過程を内に含むものであったのだ。この事実は、延英殿の面議をはじめとする合議制の運営が、宣による媒介に支えられていた点を確認する上で看過し得ないものである。

皇帝と宰相を交えての面議に結論が出ると、それを中書門下において擬状に作成して政策立案が行われ、皇帝の承認を経た後に、正式に制勅案の起草（翰林学士・中書舍人）に回されることになる。

ここでは、翰林学士が起草に当たったケースを見ると、制勅案起草の指示にある「奉宣するに、中書の状に依りて制を撰し、嚴綬を江陵節度使に除せしむ」^⑦、「奉宣するに、中書の状に依りて制を撰し、孟元陽を右羽林統軍に除し、仍お趙匡公・食邑三千戸に封せしむ」^⑧という文言があることからわかるように、宣の方式を用いて伝達されるのが通例なのであった^⑨。

次に、制勅案が中書・門下・尚書省の順に經由する定立の手順は、給事中による封還を例に見てゆくことにしよう^⑩。周知のように、門下省の制勅案に対する封還の実行は、給事中がその役目を担っていた。ここでは、給事中が実際に封駁を行った場合に、その後どのように処理されることになるのかが問題になってくるであろう。次に見るのは、靈武節度使の王晏平の罪が河北三鎮の強請のために、長流から貶官に減じられたことに反対し、給事中が封還を行ったケースである。

晏平は、官に居りては貪黷なり、鎮を去る日、^{ほい}擅まに征馬四百余匹及び兵仗七千事を將つて自衛し、憲司の糾する所と為る。死を減じて、康州に長流せらる。父の喪を以つて、未だ流所に赴かずして、河北三鎮に告ぐ。三帥は上表して救解し、昭雪に従うを請い、改めて撫州司馬を授く。給事中の韋温・薛廷老・盧弘宣は制書を封還し、永州司戸に改む。韋温は又た執りて下さず、文宗

は中使をして宣諭せしめ、方^{むか}めて行^なはる。〔旧唐書〕卷一五六、王晏平伝)

先ず、給事中の韋温・薛廷老・盧弘宣が異議を唱えて制書案を封還し、さらに貶官先をより厳しく永州司戸に改めた後にも、韋温が重ねて封還をして異議申し立てがつけられた。制勅案の封還が実行された場合には、皇帝から中使が送られて説得が試みられることが多かった^⑩。このときにも説論が試みられているが、注意を要するのは、それが宣の手法により、意思を疎通させる形式で行われている点である。宣がこの間の遣り取りに介在して、制勅案が封駁によって内容を改められたり、説論が功を奏し無事に門下省を通過したりするのに、用いられたのであった。

そして、制勅を施行した後になつても、運用のための施行細則が、宣を通して変更・通知されるというケースもあつた。開成三年(八三八)、諫議大夫・知匭使の李中敏が、投匭(匭函を設置し、冤抑を訴えたり時政を論じたりした投書を許す)のあり方を批判した奏言に次のようなくだりがある。

上言して曰く、旧例に拠るに、投匭進状の人は、先ず副本を以つて匭使に呈し、或いは詭異にして行い難き者は、進入せしめず、と。臣は文案を検尋するに、本勅を見ず、所由は但だ貞元に奉宣すと云うのみ、恐らくは是れ一時の事ならん。〔旧唐書〕卷一七一、李中敏伝)

このとき匭函に文状を投書するには事前^⑪に写しの提出が求められ、実行不可能な内容の場合には受理を許可しないのが通例であつたが、その依り拠となつたのは貞元年間(七八五―八〇五)の伝宣だつたのである。このほかにも例えば、開元元年(七一三)以後の政事の食を知制誥に供する慣例も、宣を依り拠としたものであつた^⑫。また、元和二年(八〇七)の中書・門下両省供奉官の次対(皇帝に輪番で対面する)停止の際も、大和元年(八二七)の請対(皇帝との対面を願ひ出る)奨励の際も、依り拠となつたのはやはり宣であつた。

要するに、宣を用いた口頭による意思の伝達は、制勅策定前の合議の段階においても、制勅作成の過程の段階においても、制勅執行後の変更・通知の段階においても、すべての段階に幅広く介在することが可能なのであつた。こうした事実

は、皇帝直接の言葉が浸透する領域があらゆる面に広く開かれていたことを表すものである。もとより理念の上では、君主の権限は政策策定過程のどんな面にも浸透し、また超越し得るものであったが、それは多くが宣による口頭伝達的方式を取って現出した。宣は制勅の策定から執行まであらゆる過程に介在し得たし、それによって各担当部局の意見を連絡して政治意思形成の契機とし、事態が円滑に進行するのを可能にしていたのであった。

そして、そのことは唐代の政策策定過程のあり方に一つの特徴を帯びさせることになったと考えられる。これまで一般に唐宋変革への関心から、皇帝による領導の強化や、中書門下の最高機関化という政治形態の変化が強調されることが多かったが、^⑤ここでは、皇帝直接の言葉というものに対し、どのような位置付けが与えられることになるのであろうか。この問題を考える上で重要なのは、宣を通して皇帝の意思を口頭伝達する務めを果たした親近者の存在である。

余謂えらく、宣なる者は、上旨を奉宣するに因りて名を得。或いは口伝を以て宣と為し、或いは文書を行するを以て宣と為す。口伝を宣と為すは、中臣に命ずること多く、宰相も亦た之れ有り。劉栖楚の擢を叩くや、牛僧孺宣して曰く、奏する所知れり、門外にて進止を俟て、と。此れ宰相の口宣なり。李泌は宣を写し、以て唐朝臣の兵を却還せしむ。此れ宰相より文書を行して宣と為すなり。〔資治通鑑〕卷三三一、唐紀四七、貞元元年七月甲午条内、胡注)

このような伝宣者は、「上は中使をして宣諭せしむ」^⑥「中使に命じて旨を宣せしむ」という史料の表記からもわかるように、宦官（とりわけ枢密使の職にある者）が務める場合が多かった。また、長慶四年（八二四）に、宰臣の李逢吉・牛僧孺らが伝宣し劉栖楚の叩頭を止め待機させている例があることからわかるように、^⑦宰相が伝宣を行う場合もあった。このことは『通鑑』胡注に説明があり既に周知のことに属するが、要するに、宣による口頭伝達の役目を担ったのも、このような皇帝の近辺に出入する機会を持つ者なのであった。

既に前章でも見てきたように、そもそも宣を間に介した遣り取りとは、皇帝の内意としての心意を伝えることを通して、当事者との意思疎通を図ることを主たる目的とするものであった。

そして一般に、君主権の浸透とされる事実も、皇帝親近の宰臣・宦官との結合があつてはじめて実現し得るものである。従来から、唐代後半の政治形態を論じる上で、宰相の権限強化や宦官の専権が指摘されてきたことを考え合わせれば、ここで言う皇帝直接の言葉の帯びた性質もまた、皇帝とその近辺を含む政権中枢総体への求心性という、大枠に収めて理解しておくのが妥当であろう。宣の方式を用いた口頭伝達も、こうした政権中枢に支えられて十分に機能する、いわば中央政府の求心性を象徴するものだったのである。

(二) 宣と制勅の位相

ここでは節を改めて、宣と制勅がそれぞれ王言の制において占めた位相と相互関係について考えてみよう。

前述したように、制勅の策定という文書行政の過程には、宣による口頭の意思疎通に支えられるという側面があつた。もう一度例を挙げると、例えば、翰林学士院に命じられた撰文の指示やその後の遣り取りは、宣を介して行われるものであつた。^⑩元和四年（八〇九）、安国寺を改修した折に、左軍中尉功德使の吐突承璀が聖德碑を建立することを望み、これに翰林学士院の側から強く異論が出されて論議が起こつたが、

承璀は奏して学士より碑文を撰することを請い、且つ曰く、排比せる一万貫錢を以つて、撰文の学士に送充せん、と。進旨有り、
学士・司勳員外郎・知制誥の李絳をして撰せしむ。是に於いて、絳は諸学士と議するに、古より聖帝明王に聖德碑無きを以つて、
豈に徳追はずとせんや、蓋し以謂らく宜しく刊勅せず、且つ聖徳に区限有るを示すべきなり、と。（中略）其の日晩く、進旨を奉
宣するに、陳ぶる所を覽て、深く忠鯁を歎す。已に奏する所に依り造立せしめず、其の碑楼は拽倒せしめ詔る、想うに宜しく知悉
すべし、と。（『李相国論事集』巻一、論安国寺不合立聖德碑状）

宣を通じて内意の形式で、聖德碑建立の撤回が伝えられ、翰林院の反対意見が容れられて方針の変更を見ていることがわかるし、また給事中が封還を行った例から、元和四年（八〇九）の呂元膺による制勅案封還のケースを見ると、

淮南節度判官の孔戡を以って衛尉寺丞・分司東都と為す。戡は嘗て昭義節度使盧從史に佐たり。戡しば事を以って争論するも從わず、因りて謝病して去る。從史は強いて礼を以って遣るも、陰かに之を銜む。東都に居り、淮南節度使李吉甫の辟する所と為るも、從史は忿嫉して累ねて貶降を請う。（中略）是に至り、上は許さずと雖も、猶お授くるに散員を以ってす。制既に下るに、給事中の呂元膺は封還し奏して曰く、（中略）上は中使をして元膺に宣諭せしめ、制書は乃ち下る。（『唐会要』卷五四、給事中）

皇帝からの宣による説諭を経て、制書案が門下省を通過していることがわかる。皇帝と担当部局の間に意思を疎通させ、政策の方針が意見交換の後に改められる場合にせよ、もとの方針通りに実施される場合にせよ、政治意思形成に向けての一つの形態となっていたのであった。こうした口頭で内意を伝えた経路は、対面の場における面論と宣による口頭伝達とを比べた場合に、宣の手法を用いた方が、対面の場所や対象となる相手などの制約が少ない分だけ、速やかに意思の伝達を行うことができたであろう。文書行政の手続きが進行している水面下に、宣を用いた口頭伝達も並行して存在し、事態の円滑な進行を可能としていたのであった。

唐代の王言は、それが口頭でなされたものであっても、文書でなされたものであっても、皇帝の発した意思という働きを持つものである。それでは、このような宣を通して見たとき、宣と制勅の相互関係はいかなるあり方を示すのだろうか。宣が皇帝から口頭の意思を表す手法として多用されたことは、これまで論じてきた点からも明らかである。じつさい『陸宣公翰苑集』は全六一例の奏草・奏議を採録するが、それらを通観したとき、宣で伝えられてきた上意に答えて書かれたものが、三六例という全体の半数を越える数に達しているのである。さらに、『李相国論事集』が全部で六二項の論事を採録する中の、二七例という半数近くのケースに、宣を通して行われた遣り取りが含まれているし、『会昌一品集』に採録された文章には、文中や注記に「奉宣」と記し、伝宣を機に書かれたものが六三例という多数にのぼっているのがわかる。これを数量的に明らかにすることは困難であるとはいえ、それでも宣が大きな比重を占めていたことは知られるであろう。

一方、これと並んで注目に値するのは、翰林制詔という制勅のジャンルが成立してくるといふ事実である。開元二六年（七三八）に、翰林学士院が禁中に成立し、皇帝と密接した草制の場が置かれることになったが、『翰林志』（元和一四年、李肇撰）によれば、翰林学士が起草する制詔の範囲が次のようにまとめられており、宋代にかけてその確立に向けて進んでゆくのである。

凡そ赦書德音・立后建儲・大誅討、三公を「拜」免し、將を命ずるは「制」と曰い、並びに白麻紙を用い、印を用いず。（中略）
凡そ賜与・徵召・宣索・処分は「詔」と曰い、白藤紙を用う。凡そ軍旅を慰むるは、黄藤紙を用い、並びに印す。凡そ表疏に批答するは、印を用いず。凡そ太清宮・道觀の薦告の詞文は、青藤紙を用い、朱字、之を青詞と曰う。凡そ諸陵の薦告の上表、内道觀の歡道文は、並びに白麻紙を用う。雜詞・祭文・禁軍の号は、並びに本を進む。（『翰林志』。「」は内藤乾吉氏による）

ここには、「制」（赦書・皇后太子の冊立・討伐の号令・將相の拜免に用いる）、「詔」（臣下に対する賜与・召見・宣による物品の追求・政事の判断に用いる）から、軍士の慰勞・臣下の上疏に対する批答・陵廟宮觀の祭祀などに及ぶ、多岐にわたる種類が掲げられている。これらが「四方の進奏、中外の表疏の批答、或いは詔は中より出づ」、さらに「至徳已後、天下用兵し、軍国多務なり、深謀密詔は、皆中より出づ」と、禁中から発出されたところから、皇帝の周囲で決し禁中から発令したことが契機となつて、翰林学士がその起草に加わることになるのであつた。つまり、皇帝が文言まで深く関与した、いわば皇帝直接の言葉であるべきものが禁中より出されるにつれ、翰林学士の起草する範疇にしだいに収斂してゆき、翰林制詔の成立にまで至つたのである。^②

王言の中に新たなジャンルが登場したことは、この時代の特徴を最もよく代表するものとなるであろう。唐代半ば以後に、この翰林制詔の方式、宣の方式が著しい發展を見たが、これらは内容の上でも重なり合う領域を持つていた。

宣の方式で伝えられた皇帝直接の言葉には、政策策定の機微に係わるほかに、臣下に対する賜与や慰問のために用いられる場合があつた。そして、このような定型通りの表現に傾くケースについては、宋代にかけて翰林学士に起草が委ね

られるようになった。

学士の職、草する所の文辭は、名目なづか浸やく広し。公主・將相・妃主を拜免するは「制」と曰う。恩宥を賜うは敕書と曰う。公事を處分するは「勅」と曰う。榜文号令は御札と曰う。五品以上に賜うは「詔」と曰う。六品以下は勅書と曰う。群臣の表奏に批するは批答と曰う。外国に賜うは蕃書と曰う。道醮は青詞と曰う。釈門は齋文と曰う。教坊宴会は白語と曰う。土木興建は上梁文と曰う。宣勞錫賜は口宣と曰う。(下略) (『楊文公談苑』 学士草文)

宋代において翰林制詔の対象とされた範圍を見ると、宣によって慰勞・賜与したケースが、翰林学士の起草する制詔の中に含まれたことが知られている。^② 宋代の文集に採録された制詔も、多くがこのような口宣によって占められていたのである。このような宣も他の翰林制詔の場合と同様に、皇帝直接の言葉であることが、翰林学士の起草に任される契機になつたと考えることができよう。

既に見てきたように、これらはいずれも皇帝直接の言葉に由来したものであつた。宣や翰林制詔が著しく発展して、王言の制においても、こうした皇帝直接の言葉を要素とする様式が新たに確立し、大きなウェイトを占めることになつたのである。宣という口頭伝達の方式も、このような王言の制発達の過程に位置付けることができるであろう。

- ① 内藤乾吉「唐の三省」(初出一九三〇年、『中国法制史考証』、有斐閣、一九六三年、に収録)。
 - ② 池田温「律令官制の形成」(『岩波講座世界歴史』五、東アジア世界の形成Ⅱ、岩波書店、一九七〇年)、第三三三—三四四頁。
 - ③ 松本保宣「唐代後半期における延英殿の機能」(初出一九九〇年、松本前掲書に収録)。
 - ④ 松本保宣前掲稿、第三五頁—三六頁。
 - ⑤ はじめにも述べたように、劉後浜氏は、唐代半ばの中書門下を中心とする政治形態への変化と関連付けてこのことを説明している。劉後浜前掲書、
- ⑥ 中書舍人が制勅の起草に当たるケースについては、礪波護「唐代の制詔」(初出一九七五年、『唐代政治社会史研究』、同朋舎、一九八六年、に収録)を参照。
 - ⑦ 『白氏長慶集』卷五九、奏状二、論嚴毅状。
 - ⑧ 『白氏長慶集』卷五九、奏状二、論嚴毅状。
 - ⑨ このことは多くの研究に言及があるが、松本保宣「宣宗朝の聴政——唐代聴政制度の完成——」(初出二〇〇一年、松本前掲書に収録)が最も詳しい。松本氏は、翰林学士に制勅起草の命が伝えられる

ルートとして、内夫人↓内臣↓翰林学士院小判官↓翰林院使↓翰林学士という経路を想定している（第一九七頁）。

⑩ 中村裕一「門下省の封還（封駁）」（中村前掲一九九一年A書に収録）、毛漢光「論唐代之封駁」（『國立中正大學學報』第三卷第一期、一九九二年）は、給事中による封還の事例を網羅的に論じており、以下に引く事例もすべて取り上げられている。

⑪ 中村裕一前掲一九九一年A書、第二四九頁。毛漢光前掲稿、第二四頁。

⑫ 『唐会要』卷五四、中書侍郎。上曰、蘇頌可除中書侍郎、仍令宰相宣旨、移入政事院、便供政事食。明日、加知制誥。今、知制誥有政事食者、自頌始也。

⑬ 『唐会要』卷二六、待制官。二年二月、起居舍人鄭隨次对、面奏進止、令宣与兩省供奉官、自今已後、有事即進状、其次对官宣停。

⑭ 『冊府元龜』卷一〇三、帝王部、招諫二。四月、宰相對罷、召常侍・諫議・給事中・中書舍人・起居舍人・補闕・拾遺、集於政事堂、宣論聖旨、自今已後、如有公事面論奏者、並宣对来。

おわりに

唐代の王言は口頭に由来するケースと、文書に由来するケースの双方があり、ここでは、宣に代表させて口頭の王言伝達を扱ってきた。本稿では、宣を君臣間の意思交換の場に即して捉え、皇帝からの内意を伝える働きかけであると考えた。これによって宣が制勅策定のあらゆる段階に介在し得た点を明確にし、事態の円滑な進行を可能にしていた側面を確認したのである。さらに、宣の方式の発達を翰林制詔とあわせて論じること、王言の制において、これら皇帝直接の言葉が新たなジャンルとして確立してゆく趨勢を見出せたように思う。

なお、ここに引いた史料の内容を含め、唐代の引見の仕組みについては、松本保宣「唐代後半期の待制・次对官」（初出一九九四年、松本前掲書に収録）を参照。

⑮ 劉後浜前掲書、第三五四頁など。

⑯ 『旧唐書』卷一四九、蔣又伝。

⑰ 『旧唐書』卷一五四、許孟容伝。

⑱ 『資治通鑑』卷二四三、唐紀五九、長慶四年三月甲寅条。

⑲ 聖德碑のような皇帝の命による國家公認の撰文は、ここでは制勅に準ずるものと見做して扱うことにする。

⑳ 翰林制詔については、拙稿「兩制制度の成立」（『東洋史研究』第七卷第一号、一九九八年）を参照。

㉑ 前掲拙稿、第一五一―一八頁。

㉒ はじめにも述べたように、中村裕一氏による一連の論稿も、宋代の翰林制詔の一つに口宣が含まれていることを、豊富に事例を引用して指摘している（中村前掲一九九一年A書、第七三二頁など）。

それでは、これは次の五代・宋の制度とどのように繋がってゆくのだろうか。以下、これまでの検討から得られた結果をもとに、五代から宋への展望を示し本稿の結びに代えることにしたい。

五代から宋にかけても、宣の手法によって皇帝から内意を伝えていたことは明らかである。^①そして、それらが政策策定過程でなされる量は著しく増加し、膨大な数に上ってゆく傾向にあったと考えられる。周知のように、五代には枢密使が行政官庁として大量の命令や文書を発給したが、こうした行政命令の発給権も、伝宣する（内より出だす）ことに伴って現出したのであるし、^②また前章で見たように、宣を慰勞・賜与に用いたケースが、翰林学士の起草に任せられるようになるのも、伝宣が大量に行われたことを背景としたものである。このことは、皇帝直接の言葉を用いて処理される領域が、それだけ増大したことを表すものである。

さらに宋代に入ると、伝宣や内降が、既存の法規の枠組みを補う手段に活用された。^③これによれば、伝宣や内降は、天禧四年（一〇二〇）の垂簾聴政頃から政治の前面に現れ始め、以後も増加の一途をたどったが、これらに関係各局から覆奏した上で施行したり、事後的に三省・枢密院の審議に付したりする処理方式がしだいに整備されてゆく。それは行政各局が皇帝と直接論議をした上で原案を作成し、内降で裁可を得ては法規に追加する方式へと繋がりが、関係各局の権限内で済む膨大な行政事務の領域を、こうした措置に委ねるものだったといわれているのである。^④

以上からわかるように、唐代後半に宣を政策策定過程で用いる方式が現れ、それが五代・宋へと継承されて、政治制度を運営する上で確固たる地位を獲得することになった。ここからは、宣が帯びた多面的な働きを、五代から宋に至る動きとも関連付けて捉えねばならないことが看取されるだろう。これらはすべてが今後委ねられた課題である。今後とも、こうした問題をさらに掘り下げて検討することで、唐宋変革期の中央集権に向かってゆく過程を明らかにする努力が続けられなければならない。

① 『夢溪筆談』に、五代・宋に至るまで、「宣底」「聖語簿」が継承さ

れていたとあることは既に見た通りである。

- ② 『資治通鑑』卷二七五、後唐紀四、天成二年五月条。旧制、館券戸部出、安重誨請内出。「胡注…請内出、則枢密院得專其事。」
- ③ 德永洋介「宋代の御筆手詔」(『東洋史研究』第五七卷第三号、一九

- 九八年)、第二五頁。以下の記述も徳永氏の研究に依拠している。
- ④ 以上、徳永洋介前掲稿、第一六頁・第五一八頁・第二五頁による。
(京都大学人文科学研究所技術補佐員)

The Political Structure of the Reform in Domain Government: The Formation of Historical Consciousness in Tokushima Han

by

MIYAKE Masahiro

This paper considers the reforms of the Horeki, Meiwa, and Kansei eras in Tokushima han as an example of the political structure of reform in domain governments in the middle and the latter part of the early modern period. In regards to domain political reform, consciousness of precedent had great influence and governed the political structure in terms of which types of concepts or forms of political power were to be exercised in dealing with the political issues determined by social and political situations (e.g., financial crises, peasant uprisings, etc.). Political reform was primarily carried out as a policy to control economic and social behavior at the time, and consciousness of domain political history was formed on recognition of distinct periods of domain political history. Thus, subsequent policies were thereafter developed based precedents that were formed by a set historical consciousness. Although precedent was seriously considered, flexible interpretations of precedent were made to suit contemporary issues. This demonstrates the simultaneous use of conservative and flexible aspects in the early modern political order.

The Relationship between the Imperial Decree *Xuan* and the Written Edict in the Latter Half of the Tang Dynasty

by

ONO Tatsuya

The word *xuan* was used in several senses under the scribal regime of the bureaucratic administration of the latter half of the Tang dynasty. In this article, however, I deal with the usage that connotes the sense of conveying an emperor's intentions orally. The act of conveying imperial intentions orally and how it func-

tioned in the process of political decision making including within the scribal regime of the bureaucracy is an important problem. The author approaches the matter from standpoint of the meaning and functions of the *xuan* in conveying an emperor's intentions orally. Recent studies of the bureaucracy of the Tang have tended to pay increasing attention to terms used in documents and focus on their roles in the administrative process. This article should make a significant contribution to this trend. The main points of each section follow.

In section one, the function of the *xuan* is examined from various points of view. The *xuan* was used for various matters, for example, in making important political decisions, in bestowing gifts on loyal followers, in directives for drafting imperial edicts, and so on. The people to whom *xuan* were issued also varied, ranging across the entire spectrum from bureaucrats to ordinary citizens, from a specific administrative office to a specific individual. We can, however, find a common characteristic amidst the variety of issues and recipients. It is the fact that in each case the emperor's intention was revealed orally. The emperor revealed his private intention through his associates, aiming to build mutual understanding among those involved in an issue. The *xuan* concerned matters that required common intentions shared by the emperor and his subjects. An exchange of views carried out through the *xuan* would become an opportunity for mutual understanding between the emperor and his subjects. By grasping the character of the *xuan* in this manner, we are able to understand how the oral communications of imperial intentions functioned in the process of political decision making.

In section two, the place of the *xuan* in the political decision-making process and what relationship the *xuan* generally had with the imperial edict is examined. The author discusses the relationship between the *xuan* and imperial edict in terms of the operation of the scribal regime of the bureaucratic administration. Firstly, *xuan* were issued during the conference stage prior to the drafting of imperial edicts. The meetings for the political decisions were often initiated and thereafter carried out by means of communications made through the *xuan*. Secondly, the *xuan* was used in the process of drafting the imperial edict, as well. The *xuan* was usually used to order the drafting of an imperial edict by a Hanlin academician, and it was also used to overturn any opposition from the Jishizhong. Thirdly, the *xuan* was used in processes of modification and notification after the drafting of an imperial edict, too. In other words, the *xuan* could be used widely during all stages of the political decision-making process. In this way, the emperor aimed at creating mutual understanding between the concerned departments. As a result, it became possible for matters to proceed smoothly. The oral conveying of imperial intentions through the *xuan* ran parallel to the working of the scribal

bureaucracy. The act of drafting a written imperial edict by the scribal bureaucracy was supported by the mutual understanding created with orally issued *xuan*.

At present, the author is focusing his attention on the appearance of the *Hanlin-zhizhao* within the imperial edict system. As the emperor was required to utter some imperial edicts in his own words from within the imperial court, Hanlin academicians were increasingly entrusted with their drafting, which resulted in the formation of the *Hanlin-zhizhao*. The *xuan* was also derived from the words spoken personally by the emperor. Some imperial edicts were based on written and some were based on oral communications. As the style of the *Hanlin-zhizhao* and the *xuan* developed, these genres that recorded the emperor's own words began to carry greater weight in the imperial edict system.

The Financial Disputes in 1908-10 and the Governance of
the Football World: The Social Meaning of Football in England
at the Turn of the 19th-20th Century

by

FUJII Shota

This article aims to examine the governance of the world of football through a discourse analysis of the financial disputes of 1908-10 and to explain the social meaning of football in England at the turn of the 19th to 20th century.

It was during the period of the turn of the 19th-20th century that association football was professionalized and grew into a national pastime. The foundation of the Football League made football a form of commercial leisure, which was accompanied by the development of the sports media. Professional football was managed mainly through two financial regulations, the retain and transfer system and the maximum wage system. At the same time, these regulations were criticized by the players' union, rich clubs and the Football Association (FA). This confrontation between the League and the FA broke into a financial dispute in 1908.

In the financial dispute, the FA insisted that professional football should be operated entirely as a business venture and managed on the principles of free trade. They argued for the abolition of financial regulation using the rhetoric of free enterprise. In contrast, the League argued that professional football should be considered sport as much as amateur football was. Using the rhetoric of sport, the